

# 令和5年度 e スポーツを活用した認知機能測定デジタル化およびデータ利活用実証業務委託募集要項

## 1. 委託業務名

令和5年度 e スポーツを活用した認知機能測定デジタル化およびデータ利活用実証業務委託

## 2. 業務の概要と目的

合志市は比較的高齢化率（令和4年4月23.8%）は低いものの高齢化に伴い認知症有病者数が増加しており、2015年は2,089人、2020年には2,440人、ピークと推計する2040年には3,765人（合志市第8期介護保険事業計画）を見込む。

地域社会とともに認知症予防のための施策に取り組んでいるものの、その効果を効率的に収集・分析する手法が無く、日常的に測定を行うことが難しい状況である。

本業務ではデジタル化による効率的な測定システムを構築し、高齢者などの社会参加や交流の場の実装するとともに、そこで得られたデータの二次利用について検討を行うものとする。

## 3. 業務内容

別紙「令和5年度 e スポーツを活用した認知機能測定デジタル化およびデータ利活用実証業務委託仕様書」のとおり

## 4. 委託業務期間

令和5年7月5日～令和6年3月8日

## 5. 事業費

金8,000,000円(消費税及び地方消費税額を含む)を上限とする

## 6. 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

## 7. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）で、以下（1）～（6）までのすべての要件を満たすこと。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）国税及び地方税を滞納していないこと。

- (3) 会社更生法に規定する更生手続き又は民事再生法に規定する再生手続開始の申し立てをしていないこと。また、市から指名停止の処分を受けていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (5) 団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は暴力団等の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができる体制を有している者であること。

## 8. 公募スケジュール

プロポーザル公告、参加申込受付開始	令和5年6月21日（水）
質問締め切り	令和5年6月26日（月）
企画提案書提出締め切り	令和5年6月30日（金）
審査結果通知、受託候補者決定	令和5年7月3日（月）以降

※予定は変更することがあります

## 9. 申込方法

- (1) 参加申込書及び応募書類の配布

令和5年6月21日（水）からウエルネスシティこうしホームページ (<https://wellness-koshi.jp/>) に募集要項および申請様式を掲載する。

- (2) 質問の受付及び回答について

① 受付期間

令和5年6月26日（月）午後3時00分まで

質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。

電話等による質問は受け付けない。

[送信先] E-mail support@wellness-koshi.jp

※電子メールの送受信に起因するトラブルについて、当会は責任を負わない。

② 回答

質問に対する回答は、質問者の名称等を匿名として、随時当会ホームページ上で公表する。

### (3)応募書類の提出

#### ①提出書類

(ア) 申込書 (様式 2)

(イ) 受託金額見積書 (任意様式)

※ 受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるよう記載すること。

(ウ) 企画提案書 (様式 3 号)

※ 必要に応じて補足説明資料 (任意様式) を添付できる。

(エ) 業務実施体制説明書 (様式第 4 号)

②提出期限：令和 5 年 6 月 30 日(金)午後 5 時 00 分まで

③提出方法：〒861-1104 熊本県合志市御代志 1661-1 ルーロ合志 3 階  
ウエルネスシティこうし事務局に持参すること。

④提出部数：正本 1 部 副本 2 部

## 10. その他

- ① 決定した受託候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。
- ② 本要領に示した書類のほか、当代表理事が必要と認める書類の提出を求めることがある。
- ③ 提案者は、受託候補者決定後、プロポーザルに係る要領等の内容について、または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ④ 提出書類の返却は行わず、また、著作権は当会に帰属する。
- ⑤ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。